

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	教育委員会事務局管理部教育政策室
件名	さいたま市立土合小学校水泳授業委託業務
履行場所	受託者運営所内及び送迎路
契約締結日	令和5年5月12日
契約の相手方名	株式会社埼玉北スイミングスクール 浦和校
契約金額	8,717,280円
随意契約によること とした理由	<p>本業務は、民間スイミングスクールを活用して、小・中学校の水泳学習を実施することにより、水泳授業の質の向上と学校プールの維持管理費の削減を目的としている。このため業務の実施に当たっては、実施対象校から授業等に支障なく移動ができることや、児童の安全が確保され、衛生的な環境が整っていること、水泳指導経験のあるインストラクターが児童生徒一人あたり4回指導できること、事業者と学校の組み合わせにより学校プールの維持管理費の削減を最大化できることが求められる。これらの条件を満たす事業者が限られることから、当該相手方と随意契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第6号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	教育委員会事務局管理部教育政策室
件名	さいたま市立日進小学校水泳授業委託業務
履行場所	受託者運営所内及び送迎路
契約締結日	令和5年5月12日
契約の相手方名	セントラルスポーツ株式会社 健康サポート部
契約金額	5,922,400円
随意契約によること とした理由	<p>本業務は、民間スイミングスクールを活用して、小・中学校の水泳学習を実施することにより、水泳授業の質の向上と学校プールの維持管理費の削減を目的としている。このため業務の実施に当たっては、実施対象校から授業等に支障なく移動ができることや、児童の安全が確保され、衛生的な環境が整っていること、水泳指導経験のあるインストラクターが児童生徒一人あたり4回指導できること、事業者と学校の組み合わせにより学校プールの維持管理費の削減を最大化できることが求められる。これらの条件を満たす事業者が限られることから、当該相手方と随意契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第6号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	教育委員会事務局管理部教育政策室
件名	さいたま市立見沼小学校水泳授業委託業務
履行場所	受託者運営所内及び送迎路
契約締結日	令和5年5月12日
契約の相手方名	スポーツクラブNAS株式会社
契約金額	3,579,840円
随意契約によること とした理由	<p>本業務は、民間スイミングスクールを活用して、小・中学校の水泳学習を実施することにより、水泳授業の質の向上と学校プールの維持管理費の削減を目的としている。このため業務の実施に当たっては、実施対象校から授業等に支障なく移動ができることや、児童の安全が確保され、衛生的な環境が整っていること、水泳指導経験のあるインストラクターが児童生徒一人あたり4回指導できること、事業者と学校の組み合わせにより学校プールの維持管理費の削減を最大化できることが求められる。これらの条件を満たす事業者が限られることから、当該相手方と随意契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第6号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	教育委員会事務局管理部教育政策室
件名	さいたま市立谷田小学校水泳授業委託業務
履行場所	受託者運営所内
契約締結日	令和5年5月12日
契約の相手方名	レックス総研株式会社
契約金額	4,363,920円
随意契約によること とした理由	<p>本業務は、民間スイミングスクールを活用して、小・中学校の水泳学習を実施することにより、水泳授業の質の向上と学校プールの維持管理費の削減を目的としている。このため業務の実施に当たっては、実施対象校から授業等に支障なく移動ができることや、児童の安全が確保され、衛生的な環境が整っていること、水泳指導経験のあるインストラクターが児童生徒一人あたり4回指導できること、事業者と学校の組み合わせにより学校プールの維持管理費の削減を最大化できることが求められる。これらの条件を満たす事業者が限られることから、当該相手方と随意契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第6号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	教育委員会事務局管理部教育政策室
件名	さいたま市立桜木中学校水泳授業委託業務
履行場所	受託者運営所内
契約締結日	令和5年5月12日
契約の相手方名	JR東日本スポーツ株式会社
契約金額	3,465,000円
随意契約によること とした理由	<p>本業務は、民間スイミングスクールを活用して、小・中学校の水泳学習を実施することにより、水泳授業の質の向上と学校プールの維持管理費の削減を目的としている。このため業務の実施に当たっては、実施対象校から授業等に支障なく移動ができることや、児童の安全が確保され、衛生的な環境が整っていること、水泳指導経験のあるインストラクターが児童生徒一人あたり4回指導できること、事業者と学校の組み合わせにより学校プールの維持管理費の削減を最大化できることが求められる。これらの条件を満たす事業者が限られることから、当該相手方と随意契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第6号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	教育委員会事務局管理部教育政策室
件名	さいたま市立新和小学校外2校水泳授業委託業務
履行場所	受託者運営所内及び送迎路
契約締結日	令和5年5月17日
契約の相手方名	株式会社イナホスポーツ
契約金額	5,552,800円
随意契約によること とした理由	<p>本業務は、民間スイミングスクールを活用して、小・中学校の水泳学習を実施することにより、水泳授業の質の向上と学校プールの維持管理費の削減を目的としている。このため業務の実施に当たっては、実施対象校から授業等に支障なく移動ができることや、児童の安全が確保され、衛生的な環境が整っていること、水泳指導経験のあるインストラクターが児童生徒一人あたり4回指導できること、事業者と学校の組み合わせにより学校プールの維持管理費の削減を最大化できることが求められる。これらの条件を満たす事業者が限られることから、当該相手方と随意契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第6号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	教育委員会事務局学校教育部教職員給与課
件名	さいたま市教職員人事給与システム改修業務
履行場所	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号外
契約締結日	令和5年4月17日
契約の相手方名	株式会社日立製作所 北関東支店
契約金額	8,469,450円
随意契約によること とした理由	<p>本業務は、市立小・中・中等教育・特別支援学校・高等学校に所属する教職員の人事・給与を管理しているさいたま市教職員人事給与システムの改修業務であり、当該システムの著作権を有する開発者の株式会社日立製作所北関東支店以外には出来ない業務である。</p> <p>そのため、受託業者を選定するにあたっては、その性質又は目的が競争入札に適しないものに該当することから、随意契約により契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	教育委員会事務局学校教育部指導1課
件名	さいたま市英語力効果測定実施業務(中学校)
履行場所	市立中・中等教育学校 59校
契約締結日	令和5年6月9日
契約の相手方名	株式会社ベネッセコーポレーション 小中学校事業本部
契約金額	57,237,840円
随意契約によること とした理由	<p>本業務は、市内全中・中等教育学校2年生を対象に、英語の4技能(「読む」「書く」「聞く」「話す」)をCEFRという基準に従って測定し、その結果を学校ごとにフィードバックする業務である。</p> <p>オフラインのタブレット端末を使用してスピーキング能力を測るなど特殊な技術を必要とするものであり、仕様書で定めた委託内容を実施できる業者は他にないため、当該相手方と随意契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	教育委員会事務局学校教育部特別支援教育室
件名	さいたま市立三橋小学校医療的ケア実施業務
履行場所	さいたま市内外
契約締結日	令和5年4月4日
契約の相手方名	あさひ介護センター株式会社 訪問看護あさひ土呂
契約金額	支払限度額 (内訳) 1,353,000円 6,000円/1件(30分)
随意契約によること とした理由	<p>本業務は、さいたま市立学校に在籍する児童生徒に対して、主治医の指示書に基づき、看護師による医療的ケアを実施する業務である。</p> <p>対象児童生徒の在籍する学校等で、医療的ケアを実施するため、出先での医療的ケアを日常的に実施している訪問看護ステーションでなければ履行することができない。また、児童生徒に対応するためには、小児の医療的ケアに対するノウハウが必要である。さらに、対象児童生徒の健康状態の維持のために、定時に必要な医療的ケアを実施しなければならず、在籍校と事業所の距離が道路状況等の影響を受けにくい比較的近い距離にある事業所を選定することが必要である。</p> <p>以上の理由から、小児への対応を行っている訪問看護ステーションであり、事業所の所在地が、対象児童生徒の在籍する学校から自動車です30分圏内であることから、本業務を遂行できるのは当該業者しかいないと判断し、随意契約により契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	教育委員会事務局学校教育部特別支援教育室
件名	さいたま市立沼影小学校医療的ケア実施業務
履行場所	さいたま市内外
契約締結日	令和5年4月4日
契約の相手方名	有限会社ぼけっと
契約金額	支払限度額 (内訳) 1,353,000円 6,000円/1件(30分)
随意契約によること とした理由	<p>本業務は、さいたま市立学校に在籍する児童生徒に対して、主治医の指示書に基づき、看護師による医療的ケアを実施する業務である。</p> <p>対象児童生徒の在籍する学校等で、医療的ケアを実施するため、出先での医療的ケアを日常的に実施している訪問看護ステーションでなければ履行することができない。また、児童生徒に対応するためには、小児の医療的ケアに対するノウハウが必要である。さらに、対象児童生徒の健康状態の維持のために、定時に必要な医療的ケアを実施しなければならず、在籍校と事業所の距離が道路状況等の影響を受けにくい比較的近い距離にある事業所を選定することが必要である。</p> <p>以上の理由から、小児への対応を行っている訪問看護ステーションであり、事業所の所在地が、対象児童生徒の在籍する学校から自動車で30分圏内であることから、本業務を遂行できるのは当該業者しかいないと判断し、随意契約により契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	教育委員会事務局学校教育部特別支援教育室
件名	さいたま市立片柳小学校医療的ケア実施業務
履行場所	さいたま市内外
契約締結日	令和5年4月4日
契約の相手方名	医療法人社団医風会
契約金額	支払限度額 (内訳) 1,353,000円 6,000円/1件(30分)
随意契約によること とした理由	<p>本業務は、さいたま市立学校に在籍する児童生徒に対して、主治医の指示書に基づき、看護師による医療的ケアを実施する業務である。</p> <p>対象児童生徒の在籍する学校等で、医療的ケアを実施するため、出先での医療的ケアを日常的に実施している訪問看護ステーションでなければ履行することができない。また、児童生徒に対応するためには、小児の医療的ケアに対するノウハウが必要である。さらに、対象児童生徒の健康状態の維持のために、定時に必要な医療的ケアを実施しなければならず、在籍校と事業所の距離が道路状況等の影響を受けにくい比較的近い距離にある事業所を選定することが必要である。</p> <p>以上の理由から、小児への対応を行っている訪問看護ステーションであり、事業所の所在地が、対象児童生徒の在籍する学校から自動車で30分圏内であることから、本業務を遂行できるのは当該業者しかいないと判断し、随意契約により契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第6号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	教育委員会事務局学校教育部特別支援教育室
件名	さいたま市立美園北小学校医療的ケア実施業務
履行場所	さいたま市内外
契約締結日	令和5年4月4日
契約の相手方名	ブライトライフ株式会社
契約金額	支払限度額 (内訳) 1,353,000円 6,000円/1件(30分)
随意契約によること とした理由	<p>本業務は、さいたま市立学校に在籍する児童生徒に対して、主治医の指示書に基づき、看護師による医療的ケアを実施する業務である。</p> <p>対象児童生徒の在籍する学校等で、医療的ケアを実施するため、出先での医療的ケアを日常的に実施している訪問看護ステーションでなければ履行することができない。また、児童生徒に対応するためには、小児の医療的ケアに対するノウハウが必要である。さらに、対象児童生徒の健康状態の維持のために、定時に必要な医療的ケアを実施しなければならず、在籍校と事業所の距離が道路状況等の影響を受けにくい比較的近い距離にある事業所を選定することが必要である。</p> <p>以上の理由から、小児への対応を行っている訪問看護ステーションであり、事業所の所在地が、対象児童生徒の在籍する学校から自動車で30分圏内であることから、本業務を遂行できるのは当該業者しかいないと判断し、随意契約により契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第6号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	教育委員会事務局学校教育課
件名	中高一貫教育校インターネット出願システム運用等委託業務
履行場所	さいたま市立浦和中学校及びさいたま市立大宮国際中等教育学校
契約締結日	令和5年5月29日
契約の相手方名	三菱総研DCS株式会社
契約金額	1,639,000円
随意契約によること とした理由	<p>本業務は、さいたま市立浦和中学校及びさいたま市立大宮国際中等教育学校の入学者選抜の出願において、インターネット出願システムの導入及び運用支援を行うものである。</p> <p>入学者選抜という業務の性質上、個人情報の安全な取り扱いと入学者選抜の安定した業務が必須となっている。入学者選抜業務に問題や支障が発生した際は市民等への影響が大きいことから、昨年度構築したシステムを継続して使用することによって、安全かつ安定した入学者選抜業務を確保するために、システム構築を実施した業者と契約をする必要がある。</p> <p>その性質及び目的が競争入札に適しないものに該当すること、継続利用が困難となった場合、業務に著しい支障が生じる恐れがあることから、当該業者と1者特命随意契約により契約を締結した。</p>
	【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	教育委員会事務局学校教育部健康教育課
件名	さいたま市立谷田小学校外39校給食用昇降機設備保守点検業務
履行場所	さいたま市南区太田窪5-10-6 外39
契約締結日	令和5年4月3日
契約の相手方名	クマリフト株式会社 北関東営業所
契約金額	6,466,680円
随意契約によること とした理由	<p>本業務は学校給食を提供する際に使用する昇降機設備の保守業務である。</p> <p>本業務の実施にあたっては、安全性の確保が特に重要であることから、緊急時の迅速な対応と、設備の保守点検について熟練した知識、技術力が必須となる。昇降機設備の特殊な部品を常に在庫として保有し迅速な対応が可能であり、設備システムや構造を最も熟知しているのは設置メーカーであることから当該業者と随意契約により契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	教育委員会事務局学校教育部健康教育課
件名	さいたま市立学校児童生徒結核健診業務(浦和区外4区)
履行場所	さいたま市浦和区元町1-28-17外
契約締結日	令和5年4月3日
契約の相手方名	一般社団法人浦和医師会
契約金額	支払限度額 (内訳) 1,848,000円 X線撮影2,100円/1件
随意契約によること とした理由	<p>本業務は、さいたま市立小・中・特別支援学校の児童生徒のうち、問診票による調査と学校医の診察、医師等の専門家による検討の結果、検査の対象となった者及び高校1年生全員を対象にした検診を行う業務である。</p> <p>学校における児童生徒の健康管理指導は、学校医を中心に行われている。本検診結果によっては、学校生活を送る上で本人・学校・学校医が連携を密に図ることが重要となり、医師会は、検診結果情報を速やかに処理・伝達するといった対応が出来る唯一の機関であるため、随意契約としたものである。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	教育委員会事務局学校教育部健康教育課
件名	さいたま市立学校児童生徒結核健診業務(大宮区外3区)
履行場所	さいたま市大宮区大門町3丁目3外
契約締結日	令和5年4月3日
契約の相手方名	一般社団法人大宮医師会
契約金額	支払限度額 (内訳) 1,305,150円 X線撮影2,100円/1件
随意契約によること とした理由	<p>本業務は、さいたま市立小・中・特別支援学校の児童生徒のうち、問診票による調査と学校医の診察、医師等の専門家による検討の結果、検査の対象となった者及び高校1年生全員を対象にした検診を行う業務である。</p> <p>学校における児童生徒の健康管理指導は、学校医を中心に行われている。本検診結果によっては、学校生活を送る上で本人・学校・学校医が連携を密に図ることが重要となり、医師会は、検診結果情報を速やかに処理・伝達するといった対応が出来る唯一の機関であるため、随意契約としたものである。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	教育委員会事務局学校教育部健康教育課
件名	児童生徒尿検査業務(浦和区外4区)
履行場所	さいたま市浦和区岸町4丁目1-29外
契約締結日	令和5年4月3日
契約の相手方名	一般社団法人浦和医師会
契約金額	支払限度額 (内訳) 21,130,461円 1次検査280円/1件 2次検査750円/1件
随意契約によること とした理由	<p>本業務は、浦和区、桜区、南区、緑区、岩槻区内のさいたま市立小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の全児童生徒を対象に尿検査を行い、異常の見られた者については2次検査を行う業務である。</p> <p>学校における児童生徒の健康管理指導は、学校医を中心に行われている。本検診結果によっては、学校生活を送る上で本人・学校・学校医が連携を密に図ることが重要となり、医師会は、検診結果情報を速やかに処理・伝達するといった対応が出来る唯一の機関であるため、随意契約としたものである。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	教育委員会事務局学校教育部健康教育課
件名	児童生徒尿検査業務(大宮区外4区)
履行場所	さいたま市大宮区大門町3丁目3外
契約締結日	令和5年4月3日
契約の相手方名	一般社団法人大宮医師会
契約金額	支払限度額 (内訳) 15,470,466円 1次検査280円/1件 2次検査750円/1件
随意契約によること とした理由	<p>本業務は、大宮区、西区、北区、見沼区、中央区内のさいたま市立小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の全児童生徒を対象に尿検査を行い、異常の見られた者については2次検査を行う業務である。</p> <p>学校における児童生徒の健康管理指導は、学校医を中心に行われている。本検診結果によっては、学校生活を送る上で本人・学校・学校医が連携を密に図ることが重要となり、医師会は、検診結果情報を速やかに処理・伝達するといった対応が出来る唯一の機関であるため、随意契約としたものである。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	教育委員会事務局学校教育部健康教育課
件名	児童生徒尿3次検診(腎・糖)業務(浦和区外3区)
履行場所	各指定医療機関
契約締結日	令和5年5月1日
契約の相手方名	一般社団法人浦和医師会
契約金額	支払限度額 (内訳) 3,592,908円 腎8,490円/1人 糖7,940円/1人 外1種類
随意契約によること とした理由	<p>本業務は、浦和区、桜区、南区、緑区のさいたま市立小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校で行う尿2次検査の結果、基準値を超えたものに対し、速やかに各種検査を行う業務である。</p> <p>学校における児童生徒の健康管理指導は、学校医を中心に行われている。本検診結果によっては、学校生活を送る上で本人・学校・学校医が連携を密に図ることが重要となり、医師会は、検診結果情報を速やかに処理・伝達するといった対応が出来る唯一の機関であるため、随意契約としたものである。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	教育委員会事務局学校教育部健康教育課
件名	児童生徒心臓検診業務(浦和区外3区)
履行場所	さいたま市浦和区岸町4丁目1-29外
契約締結日	令和5年4月3日
契約の相手方名	一般社団法人浦和医師会
契約金額	支払限度額 (内訳) 57,922,370円 心音心電図検査3,000円/1件 心電図検査1,500円/1件 外3種類
随意契約によること とした理由	<p>児童生徒の健康管理指導は、学校医を中心として行われている。本検診結果によっては、学校生活を送る上で本人・学校・学校医が連携を密に図ることが重要となり、医師会は、検診結果情報を速やかに処理・伝達するといった対応が出来る唯一の機関であるため、随意契約としたものである。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	教育委員会事務局学校教育部健康教育課
件名	児童生徒心臓検診業務(大宮区外4区)
履行場所	さいたま市大宮区大門町3丁目3外
契約締結日	令和5年4月3日
契約の相手方名	一般社団法人大宮医師会
契約金額	支払限度額 (内訳) 26,805,900円 心電図検査1,500円/1件
随意契約によること とした理由	<p>児童生徒の健康管理指導は、学校医を中心として行われている。本検診結果によっては、学校生活を送る上で本人・学校・学校医が連携を密に図ることが重要となり、医師会は、検診結果情報を速やかに処理・伝達するといった対応が出来る唯一の機関であるため、随意契約としたものである。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	教育委員会事務局学校教育部健康教育課
件名	児童生徒心臓検診業務(岩槻区)
履行場所	さいたま市岩槻区本町5丁目6-45 外
契約締結日	令和5年4月3日
契約の相手方名	一般社団法人岩槻医師会
契約金額	支払限度額 (内訳) 5,521,120円 心電図検査1,500円/1件 基本検査5,500円/1件 外2種類
随意契約によること とした理由	<p>児童生徒の健康管理指導は、学校医を中心として行われている。本検診結果によっては、学校生活を送る上で本人・学校・学校医が連携を密に図ることが重要となり、医師会は、検診結果情報を速やかに処理・伝達するといった対応が出来る唯一の機関であるため、随意契約としたものである。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	教育委員会事務局学校教育部健康教育課
件名	児童生徒心臓2次検診業務(大宮区外4区)
履行場所	さいたま市民医療センター
契約締結日	令和5年4月27日
契約の相手方名	社会医療法人さいたま市民医療センター
契約金額	支払限度額 (内訳) 3,979,140円 基本検査5,500円/1件 負荷心電図検査3,200円/1件 外1種類
随意契約によること とした理由	<p>本業務は心電図検査(1次検診)の結果、さらに精密な検査が必要とされた児童生徒に対し、速やかに各種検査(基本検査・負荷心電図・心臓エコー)を実施する業務である。さいたま市民医療センターは1次検査受託業者である大宮医師会と連携のもとに本業務を行っている実績があり、それに適した相手方であるため、当該相手方と随意契約により契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	教育委員会事務局学校教育部健康教育課
件名	生活習慣病予防学校検診業務(浦和区外3区)
履行場所	各指定医療機関及び指定会場
契約締結日	令和5年6月28日
契約の相手方名	一般社団法人浦和医師会
契約金額	支払限度額 (内訳) 1,121,898円 基本検査8,280円/1人 緊急時紹介2,500円/1件 外1種類
随意契約によること とした理由	<p>児童生徒の健康管理指導は、学校医を中心として行われている。本検診結果によっては、学校生活を送る上で本人・学校・学校医が連携を密に図ることが重要となり、医師会は、検診結果情報を速やかに処理・伝達するといった対応が出来る唯一の機関であるため、随意契約としたものである。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	教育委員会事務局学校教育部健康教育課
件名	生活習慣病予防学校検診業務(大宮区外3区)
履行場所	各指定医療機関及び指定会場
契約締結日	令和5年6月28日
契約の相手方名	一般社団法人大宮医師会
契約金額	支払限度額 (内訳) 1,212,120円 基本検査8,280円/1人 緊急時紹介2,500円/1件 外1種類
随意契約によること とした理由	<p>児童生徒の健康管理指導は、学校医を中心として行われている。本検診結果によっては、学校生活を送る上で本人・学校・学校医が連携を密に図ることが重要となり、医師会は、検診結果情報を速やかに処理・伝達するといった対応が出来る唯一の機関であるため、随意契約としたものである。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	教育委員会事務局学校教育部健康教育課
件名	さいたま市立尾間木小学校外24校給食室清掃業務
履行場所	さいたま市緑区東浦和8-11-5 外24
契約締結日	令和5年5月23日
契約の相手方名	ビソー工業株式会社
契約金額	4,812,500円
随意契約によることとした理由	<p>本業務は給食室の清掃をする業務である。 当初、指名業者5者による指名競争入札を実施したが、落札者がなかった。改めて競争入札に付す時間的余裕がなかったことから、随意契約によることとし、入札参加者の中から随意契約を希望する者を募ったところ、当該業者が応じたため随意契約により契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第8号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	教育委員会事務局学校教育部健康教育課
件名	さいたま市立土合小学校外27校給食室清掃業務
履行場所	さいたま市桜区西堀7-21-1 外27
契約締結日	令和5年5月23日
契約の相手方名	株式会社加藤商事
契約金額	3,960,000円
随意契約によることとした理由	<p>本業務は給食室の清掃をする業務である。 当初、指名業者5者による指名競争入札を実施したが、落札者がなかった。改めて競争入札に付す時間的余裕がなかったことから、随意契約によることとし、入札参加者の中から随意契約を希望する者を募ったところ、当該業者が応じたため随意契約により契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第8号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	教育委員会事務局学校教育部健康教育課
件名	さいたま市立高砂小学校外18校給食用昇降機設備保守点検業務
履行場所	さいたま市浦和区岸町4-1-29 外18
契約締結日	令和5年4月3日
契約の相手方名	富士エレベーター工業株式会社
契約金額	1,111,000円
随意契約によること とした理由	<p>本業務は学校給食を提供する際に使用する昇降機設備の保守業務である。</p> <p>本業務の実施にあたっては、安全性の確保が特に重要であることから、緊急時の迅速な対応と、設備の保守点検について熟練した知識、技術力が必須となる。昇降機設備の特殊な部品を常に在庫として保有し迅速な対応が可能であり、設備システムや構造を最も熟知しているのは設置メーカーであることから当該業者と随意契約により契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	教育委員会事務局学校教育部健康教育課
件名	さいたま市立木崎小学校外32校給食用昇降機設備保守点検業務
履行場所	さいたま市浦和区領家4-19-4 外32
契約締結日	令和5年4月3日
契約の相手方名	中央エレベーター工業株式会社
契約金額	2,985,400円
随意契約によること とした理由	<p>本業務は学校給食を提供する際に使用する昇降機設備の保守業務である。</p> <p>本業務の実施にあたっては、安全性の確保が特に重要であることから、緊急時の迅速な対応と、設備の保守点検について熟練した知識、技術力が必須となる。昇降機設備の特殊な部品を常に在庫として保有し迅速な対応が可能であり、設備システムや構造を最も熟知しているのは設置メーカーであることから当該業者と随意契約により契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	教育委員会事務局学校教育部健康教育課
件名	さいたま市立大谷場東小学校外33校給食用昇降機設備保守点検業務
履行場所	さいたま市南区大谷場2-13-54 外33
契約締結日	令和5年4月3日
契約の相手方名	菱電エレベータ施設株式会社 リフト事業本部
契約金額	3,880,800円
随意契約によること とした理由	<p>本業務は学校給食を提供する際に使用する昇降機設備の保守業務である。</p> <p>本業務の実施にあたっては、安全性の確保が特に重要であることから、緊急時の迅速な対応と、設備の保守点検について熟練した知識、技術力が必須となる。昇降機設備の特殊な部品を常に在庫として保有し迅速な対応が可能であり、設備システムや構造を最も熟知しているのは設置メーカーであることから当該業者と随意契約により契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	教育委員会事務局学校教育部健康教育課
件名	さいたま市学校給食費徴収管理システムのための学籍データ出力対応業務
履行場所	さいたま市浦和区常盤6-4-4外
契約締結日	令和5年6月22日
契約の相手方名	富士通Japan株式会社 埼玉・群馬公共ビジネス部
契約金額	3,916,000円
随意契約によること とした理由	<p>本業務は、さいたま市学籍管理システムの児童生徒情報を出力できるように改修する業務であり、同システムと密接不可分の関係にあることから、システム開発業者である上記業者以外の者に委託した場合、責任区分が不明確になり、故障発生時の原因究明・修理などの対応が困難になるなど、業務の履行を達成できないため、当該業者と随意契約により契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第6号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	教育委員会事務局学校教育部教育研究所
件名	さいたま市教育データ可視化システム構築等業務
履行場所	さいたま市浦和区岸町6-13-15 さいたま市立教育研究所外
契約締結日	令和5年6月6日
契約の相手方名	株式会社内田洋行 営業統括グループ
契約金額	148,500,000円
随意契約によること とした理由	<p>本業務はさいたま市教育データ可視化システム構築等をする業務である。</p> <p>当初、一般競争入札を実施したが、落札者がなかった。改めて競争入札に付す時間的余裕がなかったことから、随意契約によることとし、入札参加者へ随意契約の希望を聴取したところ、当該業者が応じたため随意契約により契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第8号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	教育委員会事務局生涯学習部文化財保護課
件名	さいたま市土器の館及び旧与野公民館換気・空調設備保守点検業務
履行場所	さいたま市大宮区2丁目305番地4 外
契約締結日	令和5年6月8日
契約の相手方名	アイル・コーポレーション株式会社
契約金額	1,360,920円
随意契約によることとした理由	<p>本業務は土器の館及び旧与野公民館の、換気・空調設備の保守点検業務である。</p> <p>当初、指名業者5者による指名競争入札を実施したが、落札者がなかった。改めて競争入札に付す時間的余裕がなかったことから、随意契約によることとし、入札参加者の中から随意契約を希望する者を募ったところ、当該業者が応じたため随意契約により契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第8号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	教育委員会事務局生涯学習部文化財保護課
件名	真福寺貝塚及び時の鐘草刈等業務
履行場所	さいたま市岩槻区城南3丁目923番地1外
契約締結日	令和5年5月1日
契約の相手方名	株式会社岩槻造園
契約金額	6,930,000円
随意契約によることとした理由	<p>本業務は真福寺貝塚及び時の鐘草刈業務である。 当初、一般競争入札を実施したが、落札者がなかった。改めて競争入札に付す時間的余裕がなかったことから、随意契約によることとし、入札参加者の中から随意契約を希望する者を募ったところ、当該業者が応じたため随意契約により契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第8号</p>